



内閣府

令和 7 年 3 月 10 日
～美ら島の未来を拓く～
沖縄総合事務局

輸送の安全確保等に関する警告書の発出について

令和 7 年 3 月 10 日、一般旅客定期航路事業者に対し、輸送の安全確保等に関する警告書を発出したのでお知らせ致します。

記

1. 発出年月日

令和 7 年 3 月 10 日（月）

2. 事業者の名称及び住所

名称：有限会社安栄観光

住所：沖縄県石垣市美崎町 1 番地

3. 違反の概要

令和 7 年 1 月 27 日、有限会社安栄観光が所有する「ぱいじま」が旅客 132 名、乗組員 3 名を乗船し、石垣港～大原港に向か航行中、左舷機関の停止及び岩礁へ乗り揚げた事故を端緒に、海上運送法第 25 条第 1 項に基づく監査を実施したところ、運航中止基準にかかる情報、運航の可否判断、運航中止の措置及び協議の結果等について航海日誌に記録していなかった等、同社が定める安全管理規程を遵守していない違反事実が確認された。

4. 警告の内容

- (1) 安全統括管理者は、安全管理規程第17条に基づき、海上運送法をはじめ、関係法令の遵守と安全最優先の原則を職員及び乗組員に徹底するとともに、安全管理規程の遵守を確実にすること。
- (2) 運航管理者は、安全管理規程第18条に基づき、船舶の運航管理及び輸送の安全に関する業務全般を統括し、安全管理規程の遵守を確実にして、その実施を図ること。
- (3) 運航管理者及び船長は、安全管理規程第29条及び運航基準第4条の2に基づき、運航中止基準にかかる情報、運航の可否判断、運航中止の措置及び協議の結果等について航海日誌に記録すること。
- (4) 運航管理者は、安全管理規程第50条及び地震防災対策基準第18条に基づき、乗組員等に対し地震防災に関して、理解しやすい具体的な安全教育を定期的に実施すること。
- (5) 安全統括管理者兼運航管理者は、安全管理規程第52条に基づき、年1回以上、事故処理に関する訓練を計画し実施すること。

5. 当該事業者に対する違反点数付与状況

当該警告により付された違反点数 10点

当該事業者に付された累積違反点数 10点

【問い合わせ先】

沖縄総合事務局運輸部運航労務監理官 普天間・平良
TEL:098-866-1839 FAX:098-860-2236